

札幌新陽高等学校いじめ防止基本方針

【はじめに】

本基本方針は「北海道いじめ防止基本方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

【目的】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保証できるよう、基本的な方針を定め、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するのである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 本基本方針作成のために、生徒の学習・生活の状況や地域の環境や様子等「学校の実態」を考慮する。
- (2) 日常の教育活動において繰り返し行われているいじめ未然防止の取組を、本基本方針の柱とする。
- (3) いじめは「どの生徒にも起こり得る」「どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」ことを踏まえ、生徒たちの尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。
- (4) ささいな兆候であっても見逃さず、早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、情報を共有し、いじめを積極的に認知する。
- (5) 発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。
- (6) 学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、子どもが自己肯定感、有用感を持ち安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整える。
- (7) 学校評価において、本校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づける。

2 いじめの定義・態様

【定義】 【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◇個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめは、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ◇「一定の人間関係とは」学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒と何らかの人間関係を指す。
- ◇「物理的な影響とは」身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

- ・教頭・生徒指導部主任・教育相談主任・教務主任・養護教諭・メンター主任・該当メンターを基本とするが、ケースによってはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー・弁護士・医師・警察官経験者・教育学者などの外部専門家も加えることとする。個々の事案により、上記以外にも校長が必要と認めた場合には関係者を加えることとする。

(2) 組織の役割

- ・本基本方針に基づく取組を促したり、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・連絡の窓口となり、報告を受ける。
- ・事例に係わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・状況に応じて、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、事実関係の事情聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者や関係機関との連携を行う。
- ・いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、日常的に活動を行う。
- ・本組織の存在及び活動内容を、生徒・保護者に対して具体的に説明する。

4 いじめの未然防止に関する重点的取組

「いじめが起きにくい」「いじめを決して許さない」学校風土、ハウス風土をつくり出す。

◇いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるという意識を持つ。

◇いじめが起きにくい、いじめを決して許さない、学校風土及びハウス風土をつくり出す。

◇いじめに向かわない生徒を育て、社会性のある大人へと育む。

◇いじめの早期発見が大切だが、未然防止が最大の解決であることを認識し取り組む。

(1) 「わかる・できる・認められる授業」の確立

○基礎基本の定着 ○言語活動の充実 ○学び合いの場の設定

(2) 道徳教育の充実

○LHRでの道徳授業の実施 ○非行防止教室等での規範意識、人権尊重意識の指導

(3) 体験学習の充実＜主体的な活動の場・協働の場の設定＞

○各学年旅行的行事（宿泊研修、修学旅行） ○よさこい活動 ○学校祭 ○総合的な探究の時間（各年次）

(4) 情報モラルの徹底

○関係機関と連携した啓発活動 ○非行防止教室 ○PTA保護者会での啓発

(5) 人間関係を重視した集団づくり

○いじめを許さない風土醸成 ○所属感、有用感、自己肯定感を育む授業設計

(6) 教育相談の充実

○年2回の教育相談週間 ○養護教諭、SC、SSWとの連携

(7) 生徒会が主体となった取組

○あいさつ運動 ○校則の見直し

(8) ボランティア活動

○地域清掃活動 ○各企業連携によるボランティア

(9) 地域連携

○新陽祭 ○各地域活動への協力 ○情報の共有

5 特に配慮が必要な生徒についての対応

(1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

○障がいの特性への理解 ○個別の指導計画を活用した情報共有 ○ニーズや特性を踏まえた適切な指導・支援

(2) 海外から帰国した生徒・外国人の生徒・国際結婚の保護者をもつ生徒

○言語や文化の差からの困難に留意 ○外国人生徒に対する理解の促進

(3) 性同一性障がいの生徒や性的指向・性自認に係る生徒

○教職員への正しい理解の促進 ○必要な対応の周知

(4) 災害などによる被災生徒

○被災生徒が受けた心身への影響や慣れない環境への不安感の理解 ○心のケア

6 いじめの早期発見・早期対応・再発防止に関する重点的取組

<早期発見>

- ◇日ごろから生徒理解に努め、生徒の小さな変化にも気づく目を持つ。
- ◇目の前の事象、行動にのみとらわれるのではなく、その背景に目を向ける。

(1) 生徒理解にたった人間関係の構築

- メンター、教科担任、部活動指導者等様々な立場で生徒と対話ができるように心がける
- 生徒の立場に立った人間味ある温かい指導を心がける。
- 生徒に絶えず声かけを行い、日常の言動、態度、交友関係等に注意を払い、生徒個々や集団の小さな変化を見逃さない。
- 保護者との連絡を密にする。保護者の話を傾聴し共感する姿勢を忘れず、保護者が学校に相談しやすい体制を心がける。

(2) 教育相談活動の充実

- 春と秋に2回教育相談週間を設け生徒一人ひとりとしっかり向き合う時間を確保する。

(3) 校内研修会の実施

- 生徒指導・教育相談研修会を実施

(4) アンケート調査の実施

- 年2回「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施
- 年2回の本校独自の学校生活アンケートの実施
- 学校評価アンケートの実施

(5) 多面的な情報の収集

- いじめの実態把握にあたり、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW等と連携を図る。
- 保健室の利用状況において、背景にいじめがないかを確認する。
- 生徒の遅刻欠席については、必ず保護者と連絡をとり理由を確認する。
- 多くの目で生徒の観察を行い、教職員間の連絡を密にし、全職員で情報を共有する。
- ネットいじめの発見のために、ネットパトロールを活用する。

<早期対応>

- ◇個人ではなく組織での対応
- ◇事実の確認と記録
- ◇被害生徒、加害生徒、周囲の第三者への適切な指導

(1) 事実確認の迅速化

○被害者、加害者、関係者（傍観者）から個別に同時に複数で事実を確認する。

○聞き取り中、随時情報を交換し、矛盾がないか確認する。

（２）管理職への報告

○どんな場合も緊急事態の意識をもち、報告を最優先にする。

（３）対応体制の確立・対応方針の決定

○事案に応じた柔軟な対応体制を確立する。

○いつ、誰が、どのように対応するのかを決定し、全教職員に周知。迅速に対応する。

○被害者の安全や保護を最優先に考える。

○教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

（４）生徒、保護者の対応

○被害者、加害者、関係者への具体的な支援・指導は、教職員一人ひとりの役割を明確にし、組織的な対応をする。

○保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を要請する。

<再発防止>

◇被害者…徹底して被害者の立場に立った対応

◇加害者…いじめを行った動機や気持ちに目を向けさせ、今後の生活について前向きに取り組ませる意識づくり

◇第三者…いじめは周りの態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導

◇いじめが解消した状態とは

【平成２９年３月１４日最終決定文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも３ヶ月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者または、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

